

令和3年度C B Tシステム及び集計WEBシステム導入・運用保守業務委託 企画提案コンペ選定要領

この要領は、令和3年度C B Tシステム及び集計WEBシステム導入・運用保守業務（以下「本業務」という。）を受託する者を決定するにあたり、企画提案コンペにより提出のあった企画提案書等の選定方法について、必要な事項を三重県調査委託契約実施要綱第7条の規定に基づき定めるものである。

1. 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、見積価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち、合計点の最も高い企画提案者を落札候補者とします。

(1) 見積価格の評価

見積価格の評価については、後に示す計算式に基づき、見積価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与えます。

(2) 提案内容の評価

別紙「審査表」に基づき提案内容の評価し「技術評価点」を与えます。

(3) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定します。

ア 企画提案者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 企画提案者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合
当該企画提案者間で三重県電子調達システム（物件等）を利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2. 見積価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式によります。

「価格評価点」= $100 \times (1 - X / K)$

X：見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）（円）

K：評価基準額（消費税及び地方消費税を含む。）（円）

本件に係る評価基準額は以下のとおりです。

評価基準額=20,033,310円

※見積金額及び評価基準額については、全て消費税及び地方消費税を含む金額で計算を行います。

※有効数字は、小数点以下2桁目までとし、小数点以下3桁目で四捨五入します。

3. 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書に基づいて以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定

次のとおりの大分類とします。

ア 三重県の課題・目的の理解と提案のコンセプト

- イ 委託内容に対する全体概要
- ウ 提案内容の実現性
- エ 提供機能
- オ 操作に対する評価
- カ システムに対する考え方
- キ システムの構築、稼働環境、テスト要件
- ク 運用要件、保守要件
- ケ システム導入に対する考え方
- コ 物理的セキュリティに対する考え方

(2) 配点の設定

「技術評価点」の満点を300点として、次のとおり配点します。

- ア 三重県の課題・目的の理解と提案のコンセプト (10点)
- イ 委託内容に対する全体概要 (10点)
- ウ 提案内容の実現性 (15点)
- エ 提供機能 (95点)
- オ 操作に対する評価 (40点)
- カ システムに対する考え方 (45点)
- キ システムの構築、稼働環境、テスト要件 (15点)
- ク 運用要件、保守要件 (45点)
- ケ システム導入に対する考え方 (10点)
- コ 物理的セキュリティに対する考え方 (15点)

※各項目の評価区分の考え方については、別紙「企画提案コンペ選定基準」に記載します。

(3) 項目加重点の考え方

重要度に応じて、評価項目毎に項目加重点を設定します。

(4) 項目評価点の考え方

審査委員が技術提案書及び技術提案書聴取会の内容を踏まえ、評価項目毎に下記ア～カに基づき点数を付します。

次に、評価項目毎で各審査委員が付した点数を合計し、審査委員数で割った値を項目評価点とします。

※有効数字は、小数点以下2桁目までとし、小数点以下3桁目で四捨五入します。

- ア 特に優れたレベルの提案は「5点」
- イ 優れたレベルの提案は「4点」
- ウ やや優れたレベルの提案は「3点」
- エ 標準的なレベルの提案は「2点」
- オ 劣ったレベルの提案は「1点」
- カ 記述のないものは「0点」

(5) 技術評価点の計算

「技術評価点」は以下の式で求めた「調整後項目評価点」の合計値とします。

「調整後項目評価点」＝項目加重点×項目評価点

※有効数字は、小数点以下2桁目までとし、小数点以下3桁目で四捨五入します。

4. 落札候補者の決定要件

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としませんが、項目評価点において、「0点」が1つでもあった者は落札候補者としません。

また、下記の全ての要件を満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 見積価格が、資料1「企画提案コンペ参加仕様書」8(3)で示した評価基準額以内であること。
- (2) 各年度別価格が、資料1「企画提案コンペ参加仕様書」8(3)で示した年度別の支払限度額以内であること。

※(1)及び(2)に記載した金額は、全て消費税及び地方消費税を含む額とする。

5. 落札者の決定について

落札候補者については、資料1「企画提案コンペ参加仕様書」9で示した内容の確認を行った後に落札決定を行います。